小学校 体育科

1 改訂の基本的な考え方

- ・体育については、児童生徒の発達の段階を踏まえて、学習したことを実生活や実社会に生かし、豊かなスポーツライフを継続することができるよう、小学校、中学校、高等学校を通じて系統性のある指導ができるように示す。
- ・保健については、健康な生活と疾病の予防、心身の発育・発達と心の健康、健康と環境、傷害の防止、社会生活と健康等の保健の基礎的な内容について、小学校、中学校、高等学校を通じて系統性のある指導ができるように示す。

2 目標の改善

体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を見付け、その解決に向けた学習過程を通して、心と体を 一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・ 能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) その特性に応じた各種の運動の行い方及び身近な生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な動きや技能を身に付けるようにする。
- (2) 運動や健康についての自己の課題を見付け、その解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。
- (3) 運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、楽しく明るい生活を営む態度を養う。

3 内容及び内容の取扱いの改善

- (ア) 資質・能力の育成に向けた内容構造の整理
- Point 運動領域においては、「学びに向かう力、人間性等」に対応した、公正、協力、責任、参画、共生及び健康・安全の具体的な指導内容が示された。
- (4) 指導内容の系統性を踏まえた指導内容の一層の充実
- (ウ) 運動やスポーツとの多様な関わりを重視した内容の改善
- Point 体力や技能の程度、年齢や性別及び障害の有無等にかかわらず、運動やスポーツの多様な楽しみ方や関わり方を共有することができるよう、共生の視点を踏まえて指導すること。
- (エ) 体つくり運動系
- (オ) 器械運動系
- (カ) 陸上運動系
- **Point** 「走・跳の運動 (遊び)」及び「陸上運動」については、児童の実態に応じて投の運動 (遊び)を加えて指導することができることが、新たに「内容の取扱い」に示された。
- (キ) 水泳運動系
- Point 中学年については、新たに領域名が「水泳運動」となり、内容が「浮いて進む運動」及び「もぐる・浮く運動」で構成された。また、高学年についても、新たに領域名が「水泳運動」となり、内容が「クロール」、「平泳ぎ」及び「安全確保につながる運動」で構成された。
- (ク) ボール運動系
- Point 中学年の「ゴール型ゲーム」については、味方チームと相手チームが入り交じって得点を取り合うゲーム<u>及び</u> 陣地を取り合うゲームを取り扱うものとすることが、新たに「内容の取扱い」に示された。 高学年については、「ゴール型」はバスケットボール及びサッカーを、「ネット型」はソフトバレーボールを、「ベースボール型」はソフトボールを主として取り扱うものとするが、<u>これらに替えて</u>ハンドボール、タグラグビー、フラッグフットボールなど、それぞれの型に応じたその他のボール運動を指導することもできることが、新たに「内容の取扱い」に示された。
- (ケ) 表現運動系
- (コ) オリンピック・パラリンピックに関する指導
- Point ルールやマナーを遵守することやフェアなプレーを大切にすることなど、児童の発達の段階に応じて、運動を 通してスポーツの意義や価値等に触れることができるようにすることが、新たに「指導計画の作成と内容の取扱い」に示された。
- (サ) 集団行動
- (シ) 雪遊び、氷上遊び、スキー、スケート、水辺活動など
- (ス) 保健領域

4 指導計画の作成と内容の取扱いの改善

- (ア) カリキュラム・マネジメントの実現
- Point 年間指導計画を作成する際、運動領域と保健領域の指導内容の関連を踏まえること、体育・健康に関する指導につながる健康安全・体育的行事等との関連について見通しをもつことなど、体育科を中心とした「カリキュラム・マネジメント」の視点が大切である。
- (イ) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
- (ウ) 低学年における他教科等や幼稚園教育との関連
- (エ) 障害のある児童などについての指導方法の工夫